

甲欄  
乙欄

令和4年分  
給与所得に対する源泉徴収簿

所屬		職名	住所	(郵便番号 - )		氏名	(フリガナ)		整理番号			
							(生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日)					
区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額		
	円		円	円	円	人	円	円	円	円		
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
12												
計			①	②			③					
賞与等							(税率 %)					
							(税率 %)					
							(税率 %)					
							(税率 %)					
							(税率 %)					
	計			④	⑤			⑥				
年調	区	分	金額	税額								
	給料・手当等		①	円	③	円						
	賞与等		④		⑥							
	計		⑦		⑧							
	給与所得控除後の給与等の金額		⑨									
	所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)		⑩	(1円未満切上げ、最高150,000円)	所得金額調整控除の適用 有・無 (※ 適用有の場合は⑩に記載)							
	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)		⑪									
	社会保険料等控除額		⑫		配偶者の合計所得金額 (円)							
	申告による社会保険料の控除分		⑬									
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分		⑭		旧長期損害保険料支払額 (円)							
	生命保険料の控除額		⑮									
	地震保険料の控除額		⑯		⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)							
	配偶者(特別)控除額		⑰									
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑱		⑬のうち国民年金保険料等の金額 (円)								
基礎控除額		⑲										
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)		⑳										
差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額		㉑	(1,000円未満切捨て)	㉒								
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉓										
年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)		㉔		㉕								
年調年税額(㉔×102.1%)		㉖	(100円未満切捨て)									
差引超過額又は不足額(㉖-⑧)		㉗										
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉘										
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉙										
	差引還付する金額(㉗-㉘-㉙)	㉚										
	同上的うち	㉛										
	本年中に還付する金額	㉜										
翌年において還付する金額	㉝											
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉞										
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉟										

扶養控除等の申告

年調

整

給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給 円	家族手当 円	手当 円	手当 円	手当 円	手当 円	総支給金額 円	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額 円	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算			
											区 分	第 1 回	第 2 回	第 3 回
											支 給 月 日	・	・	・
											社会保険料等控除後の賞与の金額 <sup>①</sup>	円	円	円
											$① \times \frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ <sup>②</sup>			
											②に対する月額表に定める税額 <sup>③</sup>			
											算 出 税 額 ( $③ \times 6$ 又は 12)			
											支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算			
											区 分	第 1 回	第 2 回	第 3 回
											支 給 月 日	・	・	・
										社会保険料等控除後の賞与の金額 <sup>①</sup>	円	円	円	
										$① \times \frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ <sup>②</sup>				
										②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 <sup>③</sup>				
										③に対する月額表に定める税額 <sup>④</sup>				
										④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 <sup>⑤</sup> に対する月額表の税額				
										算 出 税 額 ( $⑤ \times 6$ 又は 12)				
災害減税法による徴収猶予関係	申請書の受付月日		徴収猶予承認月日		徴収猶予期間			雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額 円						
	月	日	月	日	自	月	日	至	月	日				